

保育料について

1. 保育料の決定、支払いについて

(1) 保育料の決定

保育料は、児童の年齢、保護者の市区町村民税額、保育の利用時間に基づき決定します。

具体的な保育料の額については『利用者負担額一覧表』をご参照ください。

(2) 保育料の支払い

保育所の保育料は、毎月末に口座からの引き落としによるでお支払いになります。（口座振替の手続きが必要です。）

認定こども園、地域型保育事業所の保育料は、各施設の示す期限・方法で直接施設へお支払いください。

【保育料以外の費用負担について】

保育料のほかに、主食費（3歳児以上）及び利用に応じた延長保育料などの費用や、認定こども園で個別に発生する費用があります。詳しくは「6. 保育料以外の費用について」をお読みください。

2. 保育料の算定方法について

保育料は年度に2回（4月と9月）算定します。このため年度途中で保育料が変わることがあります。

H30年						H31年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料	平成29年度市区町村民税額に基づく保育料						平成30年度市区町村民税額に基づく保育料					
基準日	平成29年1月1日						平成30年1月1日					
提出書類	平成29年度の課税書類						平成30年度の課税書類					
	①個人市区町村民税通知書（写） ②給与所得等にかかる市区町村民税特別徴収税額決定通知書（写） ③課税証明書（個人市区町村民税）（写） ＊各書類は、所得及び所得割額、並びに控除内容の表示があるものがが必要です。 基準日に箕面市外にお住まいのかた、及び基準日時点で他市に住民登録をしている単身赴任のかたは、上記の①～③のいずれかの該当する年度の課税書類を提出してください。 ＊それぞれの基準日にお住まいの市区町村で、発行の申請をしてください。											
提出時期	入所申込書と一緒に提出してください。						平成30年6月頃に提出してください。 （別途案内します。）					

* 基準日に、箕面市内にお住まいのかたは、課税書類の提出は不要です。ただし、所得が未申告のかたは税額の確認ができませんので、申告済かご確認のうえ、未申告の場合は必ず確定申告を行ってください。

* 世帯員それぞれの税額の合算により、保育料を算定します。ただし、生計の中心でない祖父母等が同居している世帯については、祖父母等の税額は除外します。

* 市区町村民税における住宅取得控除等の税額控除については、控除前の額で保育料を算定します。

* 児童の父母に生計を維持するうえでの収入がないと判断されるとき、または児童の父母が児童の祖父母に扶養されている（父母の収入に関係なく所得税及び住民税課税上の扶養親族となっている）場合、児童の祖父母等の税額も算定対象とします。このため**児童の祖父母等の課税書類の提出**を求める場合があります。

【ご注意ください】

- * 自営業等で税務署への申告に該当しないかたであっても、市区町村への申告は必要になります。
平成29年・平成30年1月1日現在にお住まいの市区町村への申告を必ず行ってください。
- * **書類未提出や未申告などにより市区町村民税の課税の状況が確認できない場合は、保育料を最高額で決定する場合があります。**
- * 生活保護受給中のかたは受給されている旨を「支給認定申請書兼利用調整申込書」にご記入のうえ、**生活保護適用証明書を提出してください。**

3. 多子世帯の保育料の軽減

幼稚園や保育所、認定こども園等をきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に第2子半額、第3子以降無料となります。

入所申込みを行う児童に私立幼稚園等(注※)に入園予定の兄姉がいる場合は、**在園証明か、入園許可証のコピーまたは入園金を振り込んだことが分かる領収書のいずれか**を発行してもらい、提出してください。兄姉の在籍状況に変更があった場合は、必ず子ども総合窓口へ報告をしてください。

※私立幼稚園の他、特別支援学校幼稚部、児童発達支援・医療型児童発達支援施設、児童心理治療施設の在籍・利用も対象になります。

※保育所、認定こども園、公立幼稚園、地域型保育事業所に在籍する兄姉の場合は、市が支給認定をしているため証明の提出は不要です。

【多子世帯で市区町村民税所得割額 77,100 円以下の場合】

小学生以上の兄姉についても生計が同一であれば、兄姉の年齢に関係なく入所児童が第何子かを数えて、第2子半額、第3子以降無料となります。

【多子世帯でB2階層（市区町村民税非課税世帯）の場合】

小学生以上の兄姉についても生計が同一であれば、兄姉の年齢に関係なく入所児童が第何子かを数えて、第2子以降無料となります。

4. ひとり親世帯等・ひとり親世帯等で多子世帯の保育料の軽減（所得制限あり）

「ひとり親世帯等」とは、次の①～③に該当する世帯を対象とし、市が調査のうえ認定します。

①ひとり親世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のいないかたで、現に児童を扶養している世帯です。

②在宅障がい児（者）のおられる世帯

次に該当するかたのおられる世帯です。該当する**手帳等の写しを提出してください。**

- ・身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けているかた
- ・厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けているかた
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律の定める特別児童扶養手当の支給を受けているかた
- ・国民年金法の規定により障害基礎年金を受けているかた

③その他

生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると教育長が認める世帯

【ひとり親世帯等で市区町村民税所得割額 77,100 円以下の場合】

ひとり親世帯等(B1階層を除く)は第1子の場合、B2階層(市区町村民税非課税世帯)並みに軽減され、第2子以降無料となります。(小学生以上の兄姉についても生計が同一であれば、年齢に関係なく数えます。)

【B1階層（ひとり親世帯等で市区町村民税非課税世帯）の場合】

兄弟の有無に関わらず、保育料は無料です。（主食費など個別に係る費用については、発生します。）

※B1階層の認定に際しては、厚生労働省及び大阪府の指導により保育料算定の対象となる保護者・扶養義務者の範囲について下記のとおり実施します。

- ・生計維持の状況等の確認を行い、父または母に生計を維持する収入（おおむね年間103万円以上）が見込めない場合は、児童の祖父母等の課税状況に基づき保育料の算定を行います。
- ・生計維持の確認については、**直近3か月の給与明細の写しや銀行口座の通帳の写しを提出していただきます。**
- ・児童の保護者が児童の祖父母に扶養されている場合は、父母の収入に関係なく祖父母の税額も算定対象とします。このため**児童の祖父母等の課税書類の提出を求める場合があります。**

5. その他保育料にかかる留意事項

- (1)税の還付・修正申告等により年の途中で税額更正があった場合や保護者の離別再婚など家庭状況に異動があった場合は、保育料が変更になることがあります。すぐに子ども総合窓口まで届け出てください。
- (2)みなし寡婦控除の適用制度があります。税法上の寡婦(夫)控除の所得要件を満たし、かつ婚姻によらずひとり親になったことにより寡婦控除の適用除外となっている場合は、税法上と同様の寡婦控除があったものとして減免を受けることができます。保育料決定の通知を受け取られたら、該当するかたは速やかに子ども総合窓口まで申請してください。(毎年度ごとに申請が必要です。)
- (3)児童の疾病等により、その月において連続して15日以上欠席された場合は、その月の保育料は半額になります。(欠席届に診断書等を添えて、**登園後1か月以内に子ども総合窓口**に提出してください。)なお、月の15日までに退所した場合も半額となります。(里帰り出産など保護者の判断による欠席は減免の対象になりません。)
- (4)災害、会社の倒産、長期にわたる保護者の傷病など特別な事情により前年と比べて著しく収入が減少したり、不時のやむを得ない支出が必要になるなどして、保育料の支払いが困難な場合には、分納、または減免できることがあります。詳しくは子ども総合窓口にご相談ください。
- (5)保育料金表の「生活保護世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯を言います。

6. 保育料以外の費用について

【**主食費**】 3歳児以上の児童については**主食費**が必要です。

- ・主食費の金額は、保育所は月額 1,000 円、認定こども園は園の定める金額となります。
- ・主食費の支払いは、公立保育所は市が保育料と一緒に徴収します。公立保育所以外の保育施設は、各施設の指示に従ってお支払いください。

【**延長保育料**】 延長保育の利用に応じて**費用**が発生します。

- ・料金設定については、裏面の「延長保育料の料金設定について」をご覧ください。
- ・延長料金の支払いは、公立保育所は市が保育料と一緒に徴収します。公立保育所以外の保育施設は、各施設の指示に従ってお支払いください。

【**その他の費用**】

- ・上記以外に、保育施設によっては制服や体操服等の購入が必要な場合があります。
- ・認定こども園では入園料や教育充実費の負担がありますので、必ず各園で説明を受けてください。

7. 保育料の滞納があった場合

保育料を滞納した場合、督促手数料及び延滞金が課せられます。納付漏れのないようご注意ください。

保育所の安定的な運営及び保育料を期限内に納付されている保護者との公平性の観点から、**滞納対策の強化を行っています**。正当な理由なく納付を放置されている場合は納付の意思がないものとみなし、「児童手当から保育料を直接徴収」や、「滞納処分を前提とした勤務先への給与照会等の手続き」などを行いますので、ご了承ください。

認定こども園、地域型保育事業所についても、必ず各施設の示す納期限内にお支払いください。

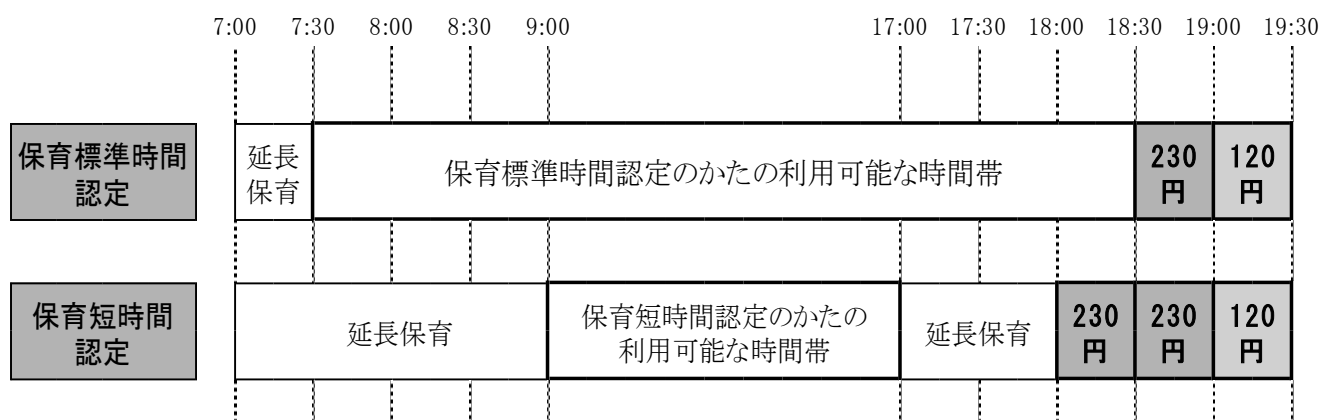
保育必要量の認定について

保育必要量とは、保育認定にかかる子どもが、保育施設を利用できる時間を示すもので、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等に合わせて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分されます。いずれの区分で認定されても、保育を受けることができるのは原則、実際の就労や通勤等で保育が必要な日時のみになります。(育休中や求職中などの場合は、利用時間の短縮にご協力をお願いします。)

保育必要量	該当するかた	保育が利用できる時間
保育標準時間 7:30～18:30	1か月の勤務時間が概ね120時間以上のかた 例：父母のいずれもがフルタイムで就労 ：ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労 産前・産後の保育利用のかた	7:30から18:30までのうち、保育の必要な時間となります。ただし、18:30以降も保育が必要な場合は、延長保育が利用できます。(下図の通り延長料金が発生します。)
保育短時間 9:00～17:00	1か月の勤務時間が概ね120時間未満のかた 例：父母の両方またはいずれかがパートタイムで就労 ：ひとり親世帯で、保護者がパートタイムで就労 育児休業中の継続利用のかた 求職活動中で保育利用のかた	9:00から17:00までのうち、保育の必要な時間となります。ただし、17:00以降も保育が必要な場合は、延長保育が利用できます。(下図の通り延長料金が発生します。)

- 1か月の勤務時間が120時間未満の場合でも、勤務時間帯により延長保育の利用が常態的と判断される場合は、保育標準時間に認定することもあります。
- 疾病・介護・災害の復旧等の理由で保育を必要とする場合の保育必要量は、各家庭の個別の状況から判断したうえで認定します。
- 保育必要量の認定変更が必要な場合は、**前月15日までに子ども総合窓口へ申請してください。**

延長保育料の料金設定について



- ※認定こども園の場合は、それぞれの園で利用時間帯と延長保育料が設定されます。
- ※19:01以降の延長保育は、一部の園のみで実施
- ※第2子約半額、第3子無料です。
- ※保育料が0円及びB2階層の世帯は延長保育料も0円です。